

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（**新設**・拡充・延長・その他）

No	05	府省庁名 国土交通省			
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()				
要望項目名	試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設				
要望内容(概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>試験研究等を目的とする独立行政法人（試験研究等独法）への寄附を行う法人等を対象とした措置である。</p> <p>※ 独立行政法人とは、公共性の高い事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないが、民間の主体に委ねると実施されないおそれがあるものを実施する主体である。</p> <p>※ 「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（研究開発力強化法）では、同法における「研究開発法人」とは、独立行政法人であって、研究開発等、研究開発であって公募によるものに係る業務又は科学技術に関する啓蒙及び知識の普及に係る業務を行うもののうち重要なものとして同法別表に掲げるものとしている（32法人）。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>試験研究等独法への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度を創設する。</p> <p>法人税について当該措置が認められた場合、法人住民税法人割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。</p>				
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、第72条の23第1項、第292条第1項第3号				
要望理由	<p>試験研究等独法について、自己収入(寄附金受入)の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、国の財政支出に依存しない自律的な事業活動を促進する。</p> <p>独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)で、独立行政法人の自律化に関する横断的措置として、寄附金募集の拡大に向けた取組の強化が盛り込まれており、これを税制面から促進する必要がある。</p> <p>また、研究開発力強化法で、研究開発法人等の研究開発能力の強化のための措置として、事業者等からの資金の受入れの促進、研究開発法人の自律性・柔軟性・競争力の向上等を規定しており、研究開発分野の資金確保対策が喫緊の課題となっている。</p> <p>①租税特別措置等の背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか</p> <p>研究開発強化法の目的（我が国の国際競争力の強化及び研究開発等の効率的な推進のために必要な事項を実施）を踏まえ、事業者等からの資金の受入れの促進を図ることで、研究開発法人の研究開発能力の強化を図ることが必要となっている。本税制措置により科学技術の振興に必要な資源の安定的な配分を実施することが可能となり、合理性がある。</p> <p>②租税特別措置等の政策実現に向けた手段としての「有効性」が認められるか</p> <p>自己収入の増大を図ることにより、国の財政支出に依存しない自律的な事業活動を促進することが可能となり、有効性が認められる。</p> <p>③租税特別措置等に補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか</p> <p>厳しい財政状況での国による補助金による支援ではなく、試験研究等を目的とする独立行政法人における寄附金等外部資金の積極的な受け入れを促進する本特例措置の方が、研究開発法人における自己収入増大に向けた経営努力を積極的に評価し、更に促すことにつながり相当性がある。</p>				
減収見込額	(初年度)	316 (-)	(平年度)	316 (-)	(単位：百万円)
外の措置	地方税以	既存	<p>・国税</p> <p>特定公益増進法人制度</p> <p>※ 独立行政法人は特定公益増進法人に該当する。</p> <p>・融資、補助金その他</p> <p>運営費交付金、補助金、委託費等の財政支出を受けている。</p>		

22 要 年度 の 望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 試験研究等独法への寄附金促進税制の創設 ・ 融資、補助金その他 運営費交付金、補助金、委託費等の財政支出を受けている。
過 去 の 要望経緯	<p>平成 20 年度及び平成 21 年度の税制改正要望において、全ての独立行政法人への寄附金に関し、全額損金算入できる指定寄附金への指定による、抜本的な促進措置の導入（法人税・所得税）を要望したことを受けて、当該措置が認められた場合における法人住民税法人割及び法人事業税について、同様の効果の適用を要望した。</p>
本要望に 対応する 縮 減 案	